

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 ずいしょう指定訪問介護事業所重要事項説明書

[令和 6年 5月 1日現在]

あなた（以下「契約者」という。）に対するサービスの提供開始にあたり、ずいしょう指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 ずいしょう指定訪問介護事業所の概要

(1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 瑞祥会
事業者の所在地	香川県東かがわ市湊 1 1 8 3 番地 5
法人種別	社会福祉法人
代表者名	樫村 恵子
電話番号	0879-25-0674

(2) 事業所

事業所の名称	ずいしょう指定訪問介護事業所
事業所の所在地	香川県東かがわ市湊 1 1 8 3 番地 5
管理者の氏名	樫村 恵子
電話番号	0879-25-0674
F A X 番号	0879-25-9638
指定年月日及び指定番号	平成 15 年 4 月 1 日 身体障害者居宅介護 香川県 第 37000110076111 知的障害者居宅介護 香川県 第 37000210076110 児童居宅介護 香川県 第 37000310076119

(3) 同施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	計	資格
管理者（兼務）	1 名	0 名	1 名	社会福祉士・介護支援専門員
サービス提供責任者 （訪問介護員と兼務）	1 名	1 名	2 名	介護福祉士 2 名
訪問介護員	0 名	3 名	3 名	介護福祉士 1 名 ホームヘルパー 2 級 2 名

(4) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人瑞祥会が設置する事業所において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、契
-------	---

	約者、障害児及び障害児の保護者（以下「契約者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該契約者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
運営方針	<p>①事業所は、契約者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該契約者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>②指定居宅介護等の実施に当たっては、契約者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。</p> <p>③指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、契約者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>④前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。</p>

2 営業時間

営業日	月曜日から日曜日の毎日（元旦は休み）
営業時間	午前8時～午後5時45分 （ニーズがあれば午前7時からの利用と午後10時までの利用についてはご相談に応じます）

3 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	檜村恵子
サービス提供責任者	山下長美、鎌田秀子

4 サービスの主たる対象者について

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病患者
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）・難病患者

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅介護計画等の作成	契約者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。

身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	契約者の食事の用意を行います。
	洗濯	契約者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	契約者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	契約者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。	
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。	
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

（2）従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②契約者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③契約者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④契約者の同居家族に対するサービス
契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤契約者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥契約者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他契約者の行動を制限する行為
（契約者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
- ⑧契約者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

（3）サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割又は8割又は7割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割又は2割又は3割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

■ 障害者の利用者負担

所得区分		世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
低所得1		市町村民税非課税世帯であって障がい者本人の収入が年収80万円（障がい基礎年金2級相当額）以下の方	0円
低所得2		低所得1以外の市町村民税非課税世帯の方	0円
一般	所得割 16万円未満	市町村民税課税世帯	9,300円
	所得割 16万円以上		37,200円

■ 障害児の利用者負担

生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	所得割28万円未満	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

◆ 利用料金の目安は、次表のとおりです。 [料金例]

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円(1割)512円(2割)768円(3割)
	30分以上1時間未満	4,040円	404円(1割)808円(2割)1,212円(3割)
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円(1割)1,174円(2割)1,761円(3割)
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円(1割)1,338円(2割)2,007円(3割)
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円(1割)1,508円(2割)2,262円(3割)
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円(1割)1,674円(2割)2,511円(3割)
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算	921円(1割)1,842円(2割)2,763円(3割)に30分増すごとに83円(1割)166円(2割)249円(3割)加算
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,560円	256円(1割)512円(2割)768円(3割)
	30分以上1時間未満	4,040円	404円(1割)808円(2割)1,212円(3割)
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円(1割)1,174円(2割)1,761円(3割)
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円(1割)1,338円(2割)2,007円(3割)
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円(1割)1,508円(2割)2,262円(3割)
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円(1割)1,674円(2割)2,511円(3割)
	3時間以上30分増すごとに加算	9,210円に30分増すごとに830円加算	921円(1割)1,842円(2割)2,763円(3割)に30分増すごとに83円(1割)166円(2割)249円(3割)加算
家事援助	30分未満	1,060円	106円(1割)212円(2割)318円(3割)
	30分以上45分未満	1,530円	153円(1割)306円(2割)459円(3割)
	45分以上1時間未満	1,970円	197円(1割)394円(2割)591円(3割)
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円(1割)478円(2割)717円(3割)
	1時間15分以上1時間30分	2,750円	275円(1割)550円(2割)825円(3割)

	未満		
	1時間30分以上	3,110円に15分増すごとに350円加算	311円(1割)622円(2割)933円(3割)に15分増すごとに35円(1割)70円(2割)105円(3割)加算
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,060円	106円(1割)212円(2割)318円(3割)
	30分以上1時間未満	1,970円	197円(1割)397円(2割)591円(3割)
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円(1割)550円(2割)825円(3割)
	1時間30分以上	3,450円に30分増すごとに690円加算	345円(1割)690円(2割)1,035円(3割)に30分増すごとに69円(1割)138円(2割)207円(3割)加算
重度訪問介護	1時間未満	1,860円	186円(1割)372円(2割)558円(3割)
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円(1割)554円(2割)831円(3割)
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円(1割)738円(2割)1,107円(3割)
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円(1割)922円(2割)1,383円(3割)
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円(1割)1,106円(2割)1,659円(3割)
	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円(1割)1,288円(2割)1,932円(3割)
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円(1割)1,472円(2割)2,208円(3割)
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分増すごとに850円加算	821円(1割)1,642円(2割)2,463円(3割)に30分増すごとに85円(1割)170円(2割)255円(3割)加算
	8時間以上12時間未満	15,050円に30分増すごとに850円加算	1,505円(1割)3,010円(2割)4,515円(3割)に30分増すごとに85円(1割)170円(2割)255円(3割)加算
	12時間以上16時間未満	21,840円に30分増すごとに800円加算	2,184円(1割)4,368円(2割)6,552円(3割)に30分増すごとに80円(1割)160円(2割)240円(3割)加算
16時間以上20時間未満	28,340円に30分増すごとに860円加算	2,834円(1割)5,668円(2割)8,502円(3割)に30分増すごとに86円(1割)172円(2割)258円(3割)加算	
20時間以上24時間未満	35,200円に30分増すごとに800円加算	3,520円(1割)7,040円(2割)10,560円(3割)に30分増すごとに80円加算(1割)160円(2割)240円(3割)	

【利用料の計算】

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算を40.2%（重度訪問介護の場合は32.8%）を乗じて計算します。
- ② 1ヶ月の合計単位に地域別加算[15/100]を乗じて算定します。

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000円	100円	1回につき(1月2回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ※ やむを得ない事情で、かつ契約者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 契約者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、契約者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 同行援護において、外出先で食事やトイレなどに身体介護が必要な場合は「同行援護(身体介護を伴う)」を算定します。なお、案内や誘導のためにヘルパーが身体に触れることは身体介護に含まれません。

(4) その他

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は自動車を使用した場合、東かがわ市を超える地点から 10km ごとに 100 円で算定します。公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。(サービス利用時にその都度ご負担いただきます。)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供にあたり必要となる契約者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・ 家事援助に係る買い物等で契約者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費 	契約者の負担となります。	

6 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額について	<p>利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められており、上限額を超えた部分については事業者が介護給付費として市町村に請求することとなっています。</p> <p>複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。</p>
------------	--

<p>上限額管理について</p>	<p>居宅介護等における利用者負担上限額管理とは、複数の事業者によるサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者及びその世帯ごとの負担上限額を超えることがないよう事業者ごとの徴収額の管理を行なうことです。</p> <p>対象者は市町村で認定され、受給者証にその旨を記載して「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」が交付されます。</p> <p>利用者の希望により、当事業所を利用者負担上限額管理者に選任される場合、サービス開始までにお申し出ください。その際、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」を提出してください。事業者が必要事項を記載してお返ししますので、「受給者証」とともに市町村に届け出てください。(受給者証に上限額管理者名が記載されます。)</p> <p>利用者等が上限額管理を行う事業者を選択しなかった場合、上限を超えた利用者負担額は、利用者等が直接市町村に償還給付の申請を行うことにより給付を受けることとなります。</p>
<p>利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用については、1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、翌月末日までに現金にてお支払い下さい。</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。作成した「居宅介護計画等」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「居宅介護計画等」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、従業員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 樫村恵子
窓口担当者	サービス提供責任者 鎌田秀子 山下長美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

9 身元引受人

契約者は、契約時に契約者の利用料等滞納等があった場合に備えて、債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

10 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる契約者の債務について、極度額 100万円の範囲内で連帯してご負担頂きます。その額は、契約者又は連帯保証人が亡くなった時に確定し、生じた債務についてご負担して頂く場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、事業所は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合

は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--

1 2 緊急時の対応方法について

事業者は、サービス提供中に契約者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医、医療機関に連絡を取り、必要な措置を講じます。

1 3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- (1) 損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損保
- (2) 保険名 総合賠償責任保険
- (3) 保障の概要 対人賠償 10 億 対物賠償 10,000 千円

1 4 心身の状況の把握

指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5 連絡調整に対する協力

居宅介護等事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1 6 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護等の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1 7 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定居宅介護等の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1 8 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所ご利用相談室	苦情解決責任者	樫村 恵子
	窓口担当者	鎌田 秀子、山下長美
	ご利用時間	午前8時～午後5時30分
	ご利用方法	電話・面接・苦情箱(玄関に設置)

	TEL 0879-25-0674 Fax 0879-25-9638
公的機関窓口	東かがわ市役所 福祉課 TEL 0879-26-1228 Fax 0879-26-1338 香川県国民健康保険団体連合会 TEL 087-822-7453 Fax 087-822-7455

契約者及びその家族から苦情を受けた場合、苦情受付担当者は苦情解決責任者と相談し、苦情解決に努めます。苦情の内容・結果は報告書に記録し15日以内に本人家族に対して報告します。苦情解決後も同じような苦情が発生しないよう再発防止に努めます。

1.9 当法人の概要

名称 社会福祉法人瑞祥会
代表者役職・氏名 理事長 檜村 恵子
所在地 香川県東かがわ市湊1183番地5

定款に定めた事業

- ①特別養護老人ホーム湊荘の経営
- ②特別養護老人ホーム引田荘の経営
- ③軽費老人ホーム（ケアハウス）サンリッチ屋島の経営
- ④軽費老人ホーム（ケアハウス）サンパール白鳥の経営
- ⑤障害者支援施設サン未来の経営
- ⑥サンパール白鳥デイサービスセンターの経営
- ⑦引田荘デイサービスセンターの経営
- ⑧老人短期入所事業（湊荘）の経営
- ⑨老人短期入所事業（引田荘）の経営
- ⑩湊荘老人介護支援センターの経営
- ⑪引田荘老人介護支援センターの経営
- ⑫介護老人保健施設リリック・ケアセンターの経営
- ⑬認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホームあじさい）の経営
- ⑭老人居宅介護等事業（ずいしょう指定訪問介護事業所）の経営
- ⑮障害福祉サービス事業（短期入所 サン未来）の経営
- ⑯障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護 ずいしょう指定訪問介護事業所）の経営
- ⑰真珠の湯デイサービスセンターの経営
- ⑱認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム真珠の湯）の経営
- ⑲小規模多機能型居宅介護事業（駅前やすらぎ処）の経営
- ⑳老人短期入所事業（サンリッチ屋島）の経営
- ㉑老人短期入所事業（ショートステイすずかけの径）の経営
- ㉒老人デイサービス事業（デイサービスすずかけの径）の経営
- ㉓老人居宅介護等事業（訪問介護すずかけの径）の経営
- ㉔障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護 訪問介護すずかけの径）の経営
- ㉕湊荘デイサービスセンターの経営
- ㉖居宅介護支援事業（リリック・ケアセンター指定居宅介護支援事

業所)

- ⑳ サービス付高齢者向け住宅事業（サービス付高齢者向け住宅す
かけの径）に経営
- ㉑ 居宅介護支援事業（居宅介護支援すかけの径）の経営
- ㉒ 特定施設入居者生活介護事業（特定施設すかけの径）の経営
- ㉓ 不動産賃貸業
- ㉔ 特定施設入居者生活介護事業（特定施設ライムライト）の経営
- ㉕ 老人短期入所事業（ライムライト）の経営
- ㉖ 老人デイサービス事業（通所介護ライムライト）の経営
- ㉗ 居宅介護支援事業（居宅介護支援ライムライト）の経営
- ㉘ 太陽光発電事業の経営
- ㉙ 特定施設入居者生活介護事業（特定施設花らんまん）の経営
- ㉚ 老人デイサービス事業（通所介護花らんまん）の経営
- ㉛ 就労支援事業B型（花らんまん）の経営

介護保険対応の事業所数

- | | |
|------------------|-----|
| ① 介護老人福祉施設 | 2ヶ所 |
| ② 介護老人保健施設 | 1ヶ所 |
| ③ 居宅介護支援事業 | 4ヶ所 |
| ④ 訪問介護事業 | 2ヶ所 |
| ⑤ 通所介護事業 | 7ヶ所 |
| ⑥ 通所リハビリテーション事業 | 1ヶ所 |
| ⑦ 短期入所生活介護事業 | 5ヶ所 |
| ⑧ 短期入所療養介護事業 | 1ヶ所 |
| ⑨ 認知症対応型共同生活介護事業 | 2ヶ所 |
| ⑩ 障害者支援施設 | 1ヶ所 |
| ⑪ 身体障害者短期入所事業 | 1ヶ所 |
| ⑫ 特定施設入居者生活介護事業 | 5ヶ所 |
| ⑬ 小規模多機能型居宅介護事業 | 1ヶ所 |

同意書

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行い文章の交付を行いました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更になる場合があることを説明しました。

社会福祉法人瑞祥会
ずいしょう指定訪問介護事業所

説明者職名 サービス提供責任者

氏 名 印

私は、事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意し、交付文書を受領しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定になること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

契約者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

契約者との関係

緊急連絡先	住所 氏名 続柄 電話 () -
	住所 氏名 続柄 電話 () -
主治医	医療機関名 担当医 電話 () -